

「大台町プレミアム付商品券」 取扱店舗案内

大台町商工会

新型コロナウイルスの影響で町内経済は未だに厳しい状況となっています。さらに新型コロナウイルスに起因する物価の高騰により各家庭における経済的な負担が増しています。このような町の経済及び町民生活を支援するため、大台町と連携してプレミアム付商品券を販売します。

◎販売対象者 全町民

◎販売商品券 町民一人当たり 5,000円（500円券×10枚）5セットまで
中小店・大型店で使用が可能な商品券 2,000円分
中小店に限り使用が可能な商品券 3,000円分

◎商品券販売額 1セットあたり 2,000円

◎使用期間 令和4年8月1日（月）～令和5年1月31日（火）まで

◎取扱店舗 大台町内に店舗を有する事業所。
※業種及び販売品目によって取扱店舗に登録できない場合があります。

◎商品券の回収・換金方法

①商品券回収は商工会へ換金請求書と併せて持込下さい。

②換金は登録口座へ振込

原則 毎月10日締切回収分は当月20日支払

毎月20日締切回収分は当月末支払

毎月末締切回収分は翌月10日支払

（最終は令和5年2月10日回収締切）

◎換金手数料 不要

◎商品券の利用ができないもの

①つり銭の禁止、両替の禁止。

②金券、商品券、プリペイドカード等換金性の高い商品の購入

③公共料金の支払い、診療、処方箋薬剤等の支払い

④「たばこ事業法」「風営法」に関わるもの

裏面もご覧ください。

① 前回実施いたしました、商品券事業の際、取扱店舗として登録しており、引き
続き取扱店舗として、登録をご希望の際は、改めての申請は不要になります。

しかし、前回登録していただいた内容に変更がある場合は、登録申請書の提出を
お願いします。

また、継続しての登録をご希望されない店舗につきましては、大台町商工会まで
ご連絡ください。

② 新規で、取扱店舗として、登録をご希望の際は、登録申請書の提出をお願いします。

申込締切日 令和4年6月30日（木）必着
(短期間ですが、ご協力をお願いします。)

なお、申込締切日以降も取扱店舗の登録申請を受け付けますが、配布する加盟店一覧
への掲載には間に合いませんので、ご了承ください。

◎申込み先 「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入し、大台町商工会へ提出して
ください。

商品券発行者	:	大台町商工会 大台町佐原 1001-4 TEL 0598-82-1411
--------	---	--